

## 入札公告

(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く。))

次のとおり一般競争入札に付す。

令和3年5月21日

支出負担行為担当官

南関東防衛局長 小波 功

### 1 業務概要

(1) 業務の名称 浜松外(3)建築工事監理業務

(2) 業務場所 静岡県浜松市、静岡県焼津市

(3) 業務内容 本業務は、以下に掲げる工事監理業務を行う(巡回)

#### 【浜松地区】

(仮称)浜松(3)整備場新設建築追加工事(その2)

・シミュレータ室新設(RC-1 延べ面積約480㎡) 仕上工事

(仮称)浜松(3)宿舎改修建築工事

・宿舎A棟(RC-3 延べ面積845㎡) 外壁・屋上防水改修

・宿舎B棟(RC-5 延べ面積2,576㎡) 外壁・屋上防水改修

・宿舎C棟(RC-3 延べ面積856㎡) 外壁・屋上防水改修

#### 【静浜地区】

静浜外(3)消防車庫改修等建築工事

・車庫(S-1 延べ面積約100㎡) 増改修

(4) 委託期間 契約締結日の翌日から令和4年8月31日まで

(5) 本業務は、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の対象業務である。

(6) 削除

(7) 削除

(8) 本業務は、業務費内訳明細書の提出を義務付ける案件である。

(9) その他

ア 本業務は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う業務である。ただし、電子入札システムにより難しいものは、発注者に申請のうえ紙入札方式(電子入札システムを利用しない入札手続きをいう。以下同じ。)に代えるものとする。申請の方法は、入札説明書による。

イ 本業務は、契約の一連の手続を電子契約システムで行う試行対象業務である。ただし、電子契約システムにより難しい場合は、発注者に申請のうえ紙契約方式に代えるものとする。

### 2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和3・4年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「建築」に係る「A」の格付を受け、南関東防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）提出期限の日から開札の時点までの期間に、南関東防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を有すること。
- (6) 次に示す同種又は類似業務について、元請けとして平成18年4月1日から入札公告日までに完了又は引渡しが完了した国内における国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した業務の実績を有すること。
  - ・同種業務：鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で新設建物の建築工事の工事監理業務を履行した実績
  - ・類似業務：新設建物の建築工事の工事監理業務を履行した実績なお、業務成績の評価点が65点未満のものを除く（業務成績のない業務については、検査に合格している証明をもって65点以上の業務とみなす）。
- (7) 入札に参加しようとする者の間に、建設工事等の発注に係る建設業者等の選定方法等について（防整施第3754号。令和2年3月17日）別紙の1入札の適正さが阻害されると認められる基準のいずれかに該当しないこと（基準に該当する者の全てが共同体の代表者以外の構成員である場合は除く）。

なお、この場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることとは、入札心得書第6条第2項の規定に抵触するものではない。
- (8) 南関東防衛局が発注した業務のうち、令和元年度及び令和2年度に完了又は引渡しが完了した業務の実績がある場合には、評定点の平均が65点以上であること。
- (9) 次の基準をすべて満たす技術者を配置できること。
  - ア 配置予定管理技術者

配置予定管理技術者については、次の(ア)から(エ)に示す条件をすべて満たす者である。

(ア) 次の資格を有し、かついずれかの経験を有する者。

【資格】

- ・ 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項に規定する一級建築士

【経験】

- ・ 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)又はそれに準ずる仕様書を適用した工事の工事監理を実施した経験を有する者
- ・ 大学卒業後13年以上の実務経験の能力を有する者
- ・ 短大・高専卒業後18年以上の実務経験の能力を有する者
- ・ 高校卒業後23年以上の実務経験の能力を有する者

(イ) 平成18年4月1日から入札公告日までに完了又は引渡し完了した国内における国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した業務のうち、次に示す同種又は類似業務における経験を有する。

- ・ 同種業務：(6)に示す同種業務
- ・ 類似業務：(6)に示す類似業務

なお、当該経験が平成16年4月1日以降に契約した防衛省発注機関(旧防衛施設局等を含む。)の業務に係るものにあつては、評定点が65点未満のものを除く。

(ウ) 令和3年5月21日現在の手持ち業務量(本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。)が4億円未満かつ10件未満である。なお、令和3年5月21日現在の手持ち業務に南関東防衛局と契約した業務で予決令第85条の規定に基づいて作成された基準(以下「調査基準価格」という。)を下回る価格で落札した業務がある場合は、手持ち業務量が2億円未満かつ5件未満である者とする。

手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。

(エ) 入札公告日の時点で申請者と直接的な雇用関係がある。

(10) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

(11) 業務実施体制の妥当性が確認できる者であること。なお、業務実施体制の妥当性が確認できない場合とは、以下のいずれかに該当する場合をいう。

ア 再委託の内容が、主たる部分の場合

イ 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合

ウ 共同体による業務の分担構成が細分化され過ぎて、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合

(12) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者。

### 3 総合評価に関する事項

#### (1) 評価項目

本業務の評価項目は、次のアからウとし、詳細は入札説明書による。

- ア 企業の実績及び能力
- イ 配置予定管理技術者の経験及び能力
- ウ その他

#### (2) 総合評価の方法

##### ア 評価値の算出方法

価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、「価格評価点」と「技術評価点」の合計を評価値（以下「評価値」という。）として付与する。

##### イ 価格評価点の算出方法

価格評価点の満点は60点とし、算出方法は以下のとおりとする。

$$\text{価格評価点} = 60 \text{点} \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

##### ウ 技術評価点の算出方法

次に示す評価項目ごとに評価を行い、技術評価点を付与する。

- (ア) 企業の実績及び能力
- (イ) 配置予定管理技術者の経験及び能力
- (ウ) その他

技術評価点の満点は60点とし、算出方法は以下のとおりとする。

$$\text{技術評価点} = 60 \text{点} \times (\text{技術評価の得点合計} / \text{技術評価の配点合計})$$

#### (3) 落札者の決定方法

ア 入札参加者は、価格及び(1)アからウをもって入札し、入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内であるもののうち、(2)によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

イ 上記の場合において、評価値の最も高い者が二者以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。

#### (4) 実施上の留意点

受注者より提出された「その他」については、業務完了後において履行状況の検査を行う。

受注者の責により提案内容を満足する業務が行われない場合は、ペナルティとして、評定点を減ずることとし、最大10点の減点とする。

#### 4 入札手続等

##### (1) 担当部局

〒231-0003 神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎13F  
南関東防衛局総務部契約課 TEL 045-211-7143  
FAX 045-212-2806

##### (2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間 令和3年5月21日から令和3年7月8日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日の毎日、午前9時から午後6時まで。

イ 交付場所 防衛施設建設工事電子入札システムセンター

<http://www.dfeg.mod.go.jp>

ウ 交付方法 すべて、電子データで交付を行う。

文書類 : PDF (Acrobat DC)

図面類 : PDF (Acrobat DC)

数量表等 : Excel (2016形式)

申請書類 : Excel (2016形式) 又はWord (2016形式)

なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ 使用条件 ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意する。

オ その他 通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。

この場合、(1)へ「図面データの取扱いに関する同意事項」（記入済みのもの）、データを保存するために必要な、CD-R（未使用に限る。）及び着払いのラベル（宅配業者の場合）又は切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を同封し、送付する。

なお、配送によるもの以外の対応は行わない。また、この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。

※「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、防衛省・自衛隊のホームページより入手可能である。

(<https://www.mod.go.jp/j/procurement/kensetsukouji/oshirase/koji.html>)

##### (3) 申請書及び技術資料の提出期限等

ア 提出期限 令和3年6月1日 正午

イ 提出方法 電子入札システムにより提出する。ただし、申請書及び技術資料（以下「申請書等」という。）の容量が電子入札システムの上限を超える場合の提出方法等については、入札説明書による。紙入札方式による場合は、(1)に持参、郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）又は電子メールにより提出する。

(4) 入札書の受領期限等

ア 受領期限 令和3年7月6日 正午

イ 提出方法 電子入札システムにより提出する。ただし、紙入札方式による場合は、(1)に持参又は郵送等により提出する。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和3年7月9日 午前11時

イ 場所 南関東防衛局入札室

5 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行横浜中代理店 横浜銀行本店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 南関東防衛局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 南関東防衛局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告において示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者の入札

ウ 入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の規定に基づく調査を行うので、協力しなければならない。

(6) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(7) 手続における交渉の有無 無。

(8) 契約書作成の要否 要。

(9) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。

(10) 防衛省競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加 上記2(2)に掲げる防衛省競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記4(3)により申請書等を

提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において、当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(11)削除

(12)新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応

新型コロナウイルス感染症を踏まえ、入札手続等の期間については柔軟に対応することとし、紙入札方式による手続においては、郵送又は電子メール（入札においては郵送のみ）等にて対応することとする。問い合わせ先は上記4(1)によるものとする。

(13)詳細は入札説明書による。